

公益財団法人山口県スポーツ協会組織規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山口県スポーツ協会（以下「協会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 前項の事務局には、総務管理班、スポーツ推進班を置く。

(分掌事務)

第3条 各班は、次の事務を分掌する。

班名	分掌事務
総務管理班	(1) 協会の運営計画、理事会、評議員会等の会議に関すること (2) 定款及び諸規程の制定及び改廃に関すること (3) 加盟団体に関すること (4) 職員の任免、人事、給与及び服務に関すること (5) 福利厚生など庶務に関すること (6) 資産の管理、資金計画、予算・決算など財務及び会計に関すること (7) 広報・顕彰事業に関すること (8) 各種事業の一般事務に関すること (9) 各種補助金・委託金に係る事務に関すること (10) その他、他班の所管に属さない事項に関すること
スポーツ推進班	(1) 競技力向上対策事業に関すること (2) 国民スポーツ大会に関すること (3) 各種大会の開催に関すること (4) 生涯スポーツの推進に関すること (5) 指導者養成に関すること (6) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援に関すること (7) スポーツ少年団の育成に関すること (8) 広報事業に関すること

(職員の職及び職務)

第4条 職員の職は、次の表に掲げるものとし、その職務は、それぞれ同表の職務の欄に掲げるものとする。

職	職務
事務局長	上司の命を受け、協会の事務を掌握し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
班 長	上司の命を受け、班の事務を掌握し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
主 査	上司の命を受けて分掌する事務を処理する。
主 任	上司の命を受けて分掌する事務を処理する。
主任主事	上司の命を受けて分掌する事務を処理する。
主 事	上司の命を受けて分掌する事務を処理する。

2 会長は、前項に規定する職のほか、特に必要があるときは、参与、嘱託職員（常勤又は非常勤）及び臨時職員を置くことができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人山口県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。